明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○復興庁設置法の施行期日を定める政令（二一）　二
○復興庁組織令（二二）　五
○復興推進会議令（二三）　六
○復興推進委員会令（二四）　七
○復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（二五）

〔告　示〕

○司法試験法第四条第一項第四号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則第十六号の規定に基づく司法試験管理委員会が定める単位を修得した者を定める件を廃止する件（**法務**三七）
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**同**三八）
○雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**厚生労働**三七）
○地すべり防止区域を指定する件（**農林水産**二四五）
○農業災害補償法第百二十条の六第五項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件の全部を改正する件（**同**二四六）　八
○平成二十四年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十五年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件（**同**二四七）
○平成二十五年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十六年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件（**同**二四八）
○計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者を指定した件（**経済産業**一一）
○計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失った件（**同**一一）
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が指定する件（**国土交通**一二七）
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**同**一二八）
○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（**同**一二九）
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**環境**七）

〔国会事項〕

内閣　東日本大震災復興対策本部事務局　海上保安庁

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募（人事院）

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
平成二十五年（二〇一三）暦要項関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇復興庁設置法の施行期日を定める政令（政令第二一号）（内閣官房）

復興庁設置法（平成二三年法律第一二五号）の施行期日を平成二四年二月一〇日とすることとした。

◇復興庁組織令（政令第二二号）（内閣官房）

1　統括官

復興庁に、統括官二人を置き、命を受けて、復興庁の事務を分掌することとした。（第一条関係）

2　審議官

復興庁に、審議官四人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置き、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助けることとした。（第二条関係）

3　参事官

復興庁に、参事官九人（併任の者を除く。）を置くこととし、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助けることとした。（第三条関係）

4　附則

㈠　この政令は、復興庁設置法（平成二三年法律第一二五号）の施行の日（平成二四年二月一〇日）から施行することとした。

㈡　事務次官等に係る特例について定めること、この政令の施行に伴い必要となる他の政令の適用の特例について定めることその他所要の規定を整備することとした。（附則第二条～附則第一四条関係）

◇復興推進会議令（政令第二三号）（内閣官房）

1　議長

議長は、会務を総理することとした。（第一条関係）

2　副議長

副議長は、議長を助け、議長に事故があるときは、その職務を代理することとした。（第二条関係）